

## リスク分担表（案）

●：主分担、▲：従分担

## 1. 共通事項

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
法令変更リスク	1	本事業に直接関係する法令・法制度の新設・変更に関するもの又は県の条例及び条例に基づく制度の新設・変更に関するもの	●	
	2	上記以外の法令・法制度（条例及び条例に基づく制度を含むが税法及び税制度を除く。）の新設・変更に関するもの		●
第三者賠償リスク	3	県の提示条件、指示、行為を直接の原因とする事由により第三者に与えた損害によるもの	●	
	4	上記以外によるもの		●
安全確保リスク	5	本事業に係る設計、建設、維持管理、運営等における安全性の確保		●
物価変動リスク	6	インフレーション、デフレーションによる費用の増減（県の費用負担額についての一定の範囲内での調整に限る。）	▲	●
	7	インフレーション、デフレーションによる費用の増減（上記以外の部分）	●	
金利変動リスク	8	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動（※1）	●	●
	9	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		●
	10	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		●
不可抗力リスク	11	本事業（但し、提案書（公募設置等計画）に基づき事業者が自ら提案し、実施する内容を除く。）に係る県又は事業者いずれの責めにも帰すべからざる自然的又は人為的災害等による事業計画の変更、事業の延期又は中止	●※2	▲※2
資金調達リスク	12	県が予定していた資金（国庫支出金含む。）を県の事由により確保できないことによるもの	●	
	13	事業者が必要とする資金を調達できないもの（県の事由以外の事由により県が予定していた資金を確保できない場合を含む。）		●
税制度変更リスク	14	サービス購入料の支払に係る消費税及び地方消費税の変更によるもの	●	
	15	上記以外の税制度（法人税の変更等の事業者の利益に課せられる税に係るものを含む。）の新設・変更によるもの		●
債務不履行リスク	16	支払債務の不履行、その他の県の債務不履行による事業の延期、中止による損害	●	
	17	要求水準の未達、その他の事業者の債務不履行による事業の延期、中止による損害		●

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
政策リスク	18	県の事由による事業内容の変更、中断、中止に関するもの	●	
	19	事業者の要望による事業内容の変更、中断、中止に関するもの		●
入札手続	20	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	●	
応募費用リスク	21	本事業への応募にかかる費用負担		●
契約リスク	22	県の事由による、本事業の実施に必要な契約の締結不能又は締結遅延	●	
	23	上記以外の事由による、本事業の実施に必要な契約の締結不能又は締結遅延		●
議会の議決リスク	24	本事業の実施に必要な議会の議決が得られないことによるもの（下記に該当するものを除く。）	●	●
	25	上記議決が得られないことが事業者の責めに帰すべき事由によると認められるもの		●
許認可取得・遅延リスク	26	県の事由による許認可の取得不能・遅延に関するもの及び、本事業に関し、都市公園法に基づき事業期間中県が付与する義務を負う設置管理許可及び占用許可の取得に関するもの	●	
	27	その他の事由による許認可の取得不能・遅延に関するもの		●
住民対応リスク	28	本事業の実施そのもの及びその内容（但し、提案書（公募設置等計画）に基づき事業者が自ら提案し、実施する内容を除く。）に起因する住民反対・訴訟・苦情等に関するもの	●	
	29	上記以外の事業者が行う業務に起因する住民反対運動・訴訟・苦情等に関するもの		●
環境リスク	30	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		●
保険リスク	31	施設の設計・建設段階及び維持管理・運営段階のリスクをカバーする保険への加入		●
再委託先リスク	32	再委託先・下請人の能力不足、経営破たん、再委託先・下請人変更に伴う損害		●
自主提案事業リスク	33	自主提案事業の実施に伴うもの	▲※3	●※3

※1：基準金利が上がった場合は県負担、下がった場合は事業者負担とすることを予定している。

※2：具体的な分担方法は、入札公告時に事業契約書（案）で提示する。

※3：主催事業に係るリスクは原則事業者が負担する。ただし、県の指示により主催事業が実施できない場合等、事業者が帰責者とならない場合において、県は主催事業等に係る経費について協議により合理的な範囲で負担する。具体的な分担方法は入札公告時に事業契約書（案）で提示する。

## 2. 設計、建設段階

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
用地リスク	1	県が事前に提示した資料に明示されているもの（土壌汚染・地下埋設物・埋蔵文化財等）		●
	2	県が事前に提示した資料からは予見できないもの	●	
測量・調査リスク	3	県が実施した測量・調査の不備、誤り等によるもの	●	
	4	事業者が実施した測量・調査の不備・誤り等によるもの		●
設計リスク	5	県の事由（提示条件又は指示の不備（但し、事業者が知りながら告げなかった事由を除く。）による施設等の設計の完了遅延及び設計費の増加	●	
	6	上記以外の事由（事業者の提案内容の不備、設計の不備、事業者の事由による履行の遅延等）による施設等の設計の完了遅延及び設計費の増加		●
工事監理リスク	7	工事監理に関するもの		●
工事遅延・完工不能リスク	8	県の事由（提示条件又は指示の不備（但し、事業者が知りながら告げなかった事由を除く。）や要求水準の変更等）による工事の遅延や完工不能	●	
	9	上記以外の事由（事業者の提案内容の不備、設計の不備、事業者の事由による履行の遅延等）による工事の遅延や完工不能		●
工事費変動リスク	10	要求水準等において予定されていない県の指示に起因する工事費の増大	●	
	11	上記以外の要因による工事費の増大		●
引渡前施設損傷リスク	12	県の事由による工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害	●	
	13	上記以外の事由により工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		●

## 3. 維持管理・運営段階（センター）

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
収入変動リスク	1	県の事由による施設利用者数の増減により収入が著しく増減した場合	●	
	2	上記以外の事由による施設利用者数の増減により収入が増減した場合		●
修繕リスク	3	事業期間中におけるセンターの建築・設備の修繕についての費用負担		●
	4	事業期間中におけるセンターの設備・備品の劣化・損傷・盗難		●
事業期間終了手続リスク	5	事業期間終了に伴う施設の県への引渡し時の施設性能の低下及び終了手続に際しての諸費用の発生		●
施設競合リスク	6	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		●
施設の利用不能等による収入の減少	7	事業者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		●
	8	上記以外の場合	●	
開業遅延リスク	9	県の事由による事業開始の遅延	●	
	10	上記以外の事由による事業開始の遅延		●
契約不適合リスク	11	契約不適合設定期間内に発見された施設の契約不適合に関するもの	●※4	
	12	上記以外のもの		●※4
維持管理・運営費変動リスク	13	県の事由による事業内容・用途の変更等に起因する、本事業（但し、提案書に基づき事業者が自ら提案し、実施する内容を除く。）に係る維持管理・運営費の変動（物価変動によるものを除く。）	●	
	14	上記以外の要因による本事業（自主提案事業を除く）に係る維持管理・運営費の変動（物価変動によるものを除く。）		●
光熱水費リスク	15	物価変動以外の要因による光熱水費の変動		●
備品更新リスク	16	事業期間中の備品の更新についての費用負担		●
技術革新リスク	17	技術革新に伴う施設、設備の陳腐化リスク		●
情報流出リスク	18	県の事由による個人情報等の重要な情報の流出	●	
	19	上記以外の事由による個人情報等の重要な情報の流出		●
利用者トラブルリスク	20	県に対する利用者からの苦情、県の施策・方針に関わるもの	●	
	21	上記以外の本事業に関する利用者からの苦情、利用者間のトラブル等		●
自主提案事業リスク	22	自主提案事業の実施に伴うもの	▲※3	●※3

※3：主催事業に係るリスクは原則事業者が負担する。ただし、県の指示により主催事業が実施できない場合等、事業者が帰責者とならない場合において、県は主催事業等に係る経費について協議により合理的な範囲で負担する。具体的な分担方法は入札公告時に事業契約書（案）で提示する。

※4：具体的な分担方法は、入札公告時に事業契約書（案）で提示する。

## 4. 維持管理・運営段階（森公園）

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
収入変動リスク	1	県の事由による施設利用者数の増減により収入が著しく増減した場合	●	
	2	上記以外の事由による施設利用者数の増減により収入が増減した場合		●
修繕リスク	3	事業期間中におけるセンターの建築・設備の修繕についての費用負担		●
	4	事業期間中におけるセンターの設備・備品の劣化・損傷・盗難		●
事業期間終了手続リスク	5	事業期間終了に伴う施設の県への引渡し時の施設性能の低下及び終了手続に際しての諸費用の発生		●
施設競合リスク	6	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		●
施設の利用不能等による収入の減少	7	事業者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		●
	8	上記以外の場合	●	
開業遅延リスク	9	県の事由による事業開始の遅延	●	
	10	上記以外の事由による事業開始の遅延		●
契約不適合リスク	11	契約不適合設定期間内に発見された施設の契約不適合に関するもの	●※4	
	12	上記以外のもの		●※4
維持管理・運営費変動リスク	13	県の事由による事業内容・用途の変更等に起因する、本事業（但し、提案書（公募設置等計画）に基づき事業者が自ら提案し、実施する内容を除く。）に係る維持管理・運営費の変動（物価変動によるものを除く。）	●	
	14	上記以外の要因による本事業（自主提案事業を除く）に係る維持管理・運営費の変動（物価変動によるものを除く。）		●
光熱水費リスク	15	物価変動以外の要因による光熱水費の変動		●
備品更新リスク	16	事業期間中の備品の更新についての費用負担		●
技術革新リスク	17	技術革新に伴う施設、設備の陳腐化リスク		●
情報流出リスク	18	県の事由による個人情報等の重要な情報の流出	●	
	19	上記以外の事由による個人情報等の重要な情報の流出		●
利用者トラブルリスク	20	県に対する利用者からの苦情、県の施策・方針に関わるもの	●	
	21	上記以外の本事業に関する利用者からの苦情、利用者間のトラブル等		●
自主提案事業リスク	22	自主提案事業の実施に伴うもの	▲※3	●※3

※3：主催事業に係るリスクは原則事業者が負担する。ただし、県の指示により主催事業が実施できない場合等、事業者が帰責者とならない場合において、県は主催事業等に係る経費について協議により合理的な範囲で負担する。具体的な分担方法は入札公告時に事業契約書（案）で提示する。

※4：具体的な分担方法は、入札公告時に事業契約書（案）で提示する。